



令和5年8月1日
自動車局旅客課

バス、タクシーなどの車内における乗務員等の氏名表示がなくなります！

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令及び関連告示が本日公布されました。本省令等の施行に伴い、バス・タクシー・自家用有償旅客運送において、車内での乗務員等の氏名などの掲示義務を廃止します。引き続き旅客の利便の確保を図りつつ、乗務員等のプライバシーにも配慮し、安心して働ける職場環境の整備を促進します。

1. 改正概要

〈旅客自動車運送事業運輸規則関係〉

- ・バス、タクシー内における乗務員等の氏名の掲示を廃止します。
- ・バス・タクシー事業者が自動運転車を用いて事業を行う場合に選任する特定自動運行保安員については、作成が義務付けられていた保安員証を廃止し、特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととします。

〈タクシー業務適正化特別措置法施行規則関係〉

- ・タクシーの運転者証等の様式を別紙のように変更し、利用者に表示する面から、氏名、顔写真、運転免許証の有効期限を削除します。なお、引き続き運転者証等としての機能を保持するよう、氏名等については利用者から見えない面に記載します。新しい運転者証等への更新については、経過措置を設けております。

〈道路運送法施行規則関係〉

- ・自家用有償旅客運送自動車内における運転者の氏名の掲示を廃止し、自動車登録番号の表示に変更するとともに、NPO法人等に作成が義務付けられていた運転者証を廃止します。なお、自動車登録番号の表示義務については、経過措置を設けております。
- ・自家用有償旅客運送者が自動運転車を用いて旅客の運送を行う場合に選任する特定自動運行保安員について、氏名の掲示及びNPO法人等に作成が義務付けられていた保安員証を廃止し、特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととします。

2. スケジュール

公布・施行：令和5年8月 1 日

〈お問い合わせ先〉

自動車局旅客課 水田・遠藤
TEL：(03)5253-8111 (内線 41255)
(03)5253-8569 (直通)

運転者証（法人タクシー）

裏 登録



CERTIFIED
Japan Professional Driver

登録番号

登

タクシー事業者名

表 登録



Japan Professional Driver

登録番号 _____ 運転者名 _____

運転免許証の有効期限 _____ 地方運輸局名または登録実施機関名 _____

年 月 日

タクシー事業者名 _____ 印

年 月 日 第 _____ 号

写真

押出しスタンプ

事業者乗務証（個人タクシー）

裏 個人




CERTIFIED
Japan Professional Driver

許可番号

個

表 個人



Japan Professional Driver

許可番号 _____ 地方運輸局名または登録実施機関名 _____

氏名 _____ 印

運転免許証の有効期限 _____ 年 月 日

年 月 日 第 _____ 号

写真

押出しスタンプ

○国土交通省令第 号

道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第二十三条第二項、第二十七条第三項（これらの規定を同法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）及び第七十九条の九第一項並びにタクシ
ー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第十三条及び第四十六条第一項の規定に基
づき、道路運送法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令

（道路運送法施行規則の一部改正）

第一条 道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | |
|-----|---|
| 改正後 | <p>(<u>家用有償旅客運送自動車</u>の特定自動車運行保安員)</p> <p>第五十一条の十六の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家用有償旅客運送者は、家用有償旅客運送自動車に特定自動車運行保安員を乗務させるときは、当該特定自動車運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動車運行保安員であることを表示させなければならない。</p> <p>(<u>運転者等台帳</u>)</p> <p>第五十一条の二十三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(<u>家用有償旅客運送自動車内の表示</u>)</p> <p>第五十一条の二十八 <u>家用有償旅客運送者は、第五十一条の第十四第一項の対価のほか、家用有償旅客運送自動車内に、当該家用有償旅客</u></p> |
| 改正前 | <p>(<u>家用有償旅客運送自動車</u>の特定自動車運行保安員)</p> <p>第五十一条の十六の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、家用有償旅客運送自動車に運転者等を乗務させるときは、次に掲げる事項(特定自動車運行保安員については、第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)を記載し、かつ、当該運転者等の写真を貼り付けた運転者証(特定自動車運行保安員については、保安員証)を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。</p> <p>一 作成番号及び作成年月日</p> <p>二 家用有償旅客運送者の名称</p> <p>三 運転者等の氏名</p> <p>四 運転免許証の有効期限</p> <p>五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項</p> <p>(<u>家用有償旅客運送自動車内の揭示</u>)</p> <p>第五十一条の二十八 <u>家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条の第十四第一項の対価のほか、家用有償旅客運送自動車内に、当該市</u></p> |

客運送者の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者等の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第二条 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(早発の禁止)</p> <p>第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第三項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。</p> <p>(特定自動運行保安員の業務等)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>十一 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>12 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、当該特定自動運行保安員に制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が特定自動運行保安員であることを表示させなければならない。</p> <p>第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。</p> <p>一～四 (略)</p> | <p>(早発の禁止)</p> <p>第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第二項第三号の規定により営業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により営業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。</p> <p>(特定自動運行保安員の業務等)</p> <p>第十五条の二 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 旅客自動車運送事業者は、輸送の安全の確保のため、特定自動運行保安員に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 乗務中は、第三十七条第六項の保安員証を表示し、又は特定自動運行事業用自動車内に掲示し、及び乗務を終了した場合には、当該保安員証を返還すること。</p> <p>十二 (略)</p> <p>9～11 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。</p> <p>一～四 (略)</p> |

2 (略)

(乗務員等台帳及び乗務員証)
第三十七条 (略)

2 5 (略)

(削る)

(削る)

(事業用自動車内の表示)

第四十二条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。

2 (略)

(乗務員等台帳並びに乗務員証及び保安員証)
第三十七条 (略)

2 5 (略)

6 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させるときは、次の事項を記載し、かつ、第一項第一号に掲げる写真を貼り付けた当該特定自動運行保安員に係る一定の様式の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示しなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 特定自動運行保安員の氏名

7 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなつた場合は、直ちに、当該特定自動運行保安員に係る前項の保安員証に特定自動運行保安員でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを一年間保存しなければならない。

(事業用自動車内の掲示)

第四十二条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称、当該自動車の運転者その他の乗務員等の氏名及び自動車登録番号を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

3 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように掲示しなければならない。ただし、喫煙設備のある事業用自動車で、座席定員を超えて旅客を運送しないものにあ

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように表示しなければならない。

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇十五 (略)

(削る)

十六 (略)

十七 (略)

十八〇二十一 (略)

2・3 (略)

つては、この限りでない。

4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条(第一号に係る部分に限る。)の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

(運行管理者の業務)

第四十八条 旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一〇十五 (略)

十六 特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させる場合には、第三十七条第六項の保安員証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該事業用自動車内に掲示し、及びその者が乗務を終了した場合には、当該保安員証を保管しておくこと。

十七 (略)

十七の二 (略)

十八〇二十一 (略)

2・3 (略)

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正)

第三条 タクシー業務適正化特別措置法施行規則(昭和四十五年運輸省令第六十六号)の一部を次のように改正する。

第八号様式〔第11条〕

(表)

140

70

Japan Professional Driver

登録番号

運転者名

運転免許証の有効期限

地方運輸局名または登録実施機関名

年 月 日

タクシー事業者名

写真

押出し
スタンプ

印

年 月 日 第 号

第八号様式を次のように改める。

(裏)

CERTIFIED

Japan Professional Driver

登録番号

登

タクシー
事業者名

- 注 (1) 模様は、赤色及び薄い赤色とし、模様の地は、白色とし、「CERTIFIED」の文字は、黒色とし、「Japan Professional Driver」の文字は、白色とし、地は、赤色とし、「登」の文字及び下線は、赤色とする。
- (2) 寸法の単位は、ミリメートルとする。
- (3) 押出しスタンプは、割印をもつて代えることができる。

第十三号様式〔第30条〕

(表)

140

70

Japan Professional Driver

写真

許可番号

氏名

地方運輸局名または登録実施機関名

印

運転免許証の有効期限 年 月 日

年 月 日 第 号

押し出しスタンプ

(裏)

CERTIFIED

Japan Professional Driver

許可番号

個

第十三号様式を次のように改める。

- 注 (1) 模様は、青色及び薄い青色とし、模様の地は、白色とし、「CERTIFIED」の文字は、黒色とし、「Japan Professional Driver」の文字は、白色とし、地は、青色とし、「個」の文字及び下線は、青色とする。
- (2) 許可番号は、一般乗用旅客自動車運送事業の許可の際に地方運輸局長が当該許可に付した番号とする
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。
- (4) 押し出しスタンプは、割印をもつて代えることができる。

(国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部改正)

第四条 国土交通省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成二十六年国土交通省令第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

第九条 法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | | | |
|-----|--------------------------|-----|----------------------|-----|-------------|
| (略) | 第五十一条の 第二十三第一項 第五号 | (略) | 第五十一条の十六第一 項及び第三項 | (略) | 第五十一条の十六第一項 |
|-----|--------------------------|-----|----------------------|-----|-------------|

改正前

第九条 法第十六条の二の二第一項の規定により道路運送法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送とみなされた自家用有償観光旅客等運送について道路運送法施行規則の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | | | | |
|-----|--------------------------|-----|----------------------|-----|-------------|
| (略) | 第五十一条の 第二十三第一項 第五号 | (略) | 第五十一条の十六第一 項及び第三項 | (略) | 第五十一条の十六第一項 |
|-----|--------------------------|-----|----------------------|-----|-------------|

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(道路運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第一条の規定による改正後の道路運送法施行規則第五十一条の二十八の規定の適用については、
当分の間、同条中「自動車登録番号」とあるのは、「自動車登録番号又は運転者の氏名」とする。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

3 この省令の施行の際現に一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供している自動車については、
第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十二条第三項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

(タクシー業務適正化特別措置法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前のタクシー業務適正化特別措置法施行規則第八号様式による運転者証及び第十三号様式による事業者乗務証については、第三条の規定による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。